

○葉山町子育て支援センター条例

平成19年12月11日条例第13号

葉山町子育て支援センター条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、地域における子育て支援を積極的に推進するため、葉山町子育て支援センター（以下「センター」という。）を設置し、その管理に必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
葉山町子育て支援センター	葉山町一色1493番地の1

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、町長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）は、次のとおりとする。

- (1) センターの利用に関する業務
- (2) センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (3) センターの事業の企画及び実施に関する業務
- (4) その他町長が定める業務

(指定管理者の指定)

第5条 指定管理者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に規則で定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 指定管理者として管理を行おうとする施設の名称

(指定管理者の指定の基準)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準によりセンターの指定管理者として最も適切であると認めた者を指定管理者として指定する。

- (1) 住民の平等利用が確保できること。

- (2) 葉山町、横須賀市、鎌倉市、逗子市又は三浦市の区域内に事務所を有すること。
- (3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。
- (4) 指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (5) 安定した経営基盤を有していること。
- (6) 第11条の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者でないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理業務が効果的かつ効率的に行われるものであることを判断するために必要なものとして規則で定める基準

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、当該センターの指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から、町長が指定する日までに、前条に規定する申請書及び書類が提出されたときは、次の各号に掲げる基準により審査し、現指定管理者を指定管理者として指定することが、当該センターにおける安定的な業務水準を確保し、センターの設置の目的を効果的かつ効率的に達成するために適切であると町長が認めたときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。

- (1) 前項各号に掲げる基準
- (2) 指定管理者の指定を受けた期間を通じて、その経営する事業全般にわたり良好に運営していたと認められること。

(指定管理者の指定の告示)

第7条 町長は、前条の規定により指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を町長に届け出なければならない。

3 町長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(管理の基準等)

第8条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 施設等及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 町長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

- (2) 指定管理業務の実施に関する事項
- (3) 事業の実績報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理業務の実施に関し必要な事項
(秘密保持義務)

第9条 指定管理者又はセンターの業務に従事している者は、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はセンターの業務の従事を退いた後においても、同様とする。
(損害賠償義務)

第10条 指定管理者は、自己の責めに帰すべき理由によりセンターの施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、町長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。
(指定管理者の指定の取消し等)

第11条 町長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又は経理の状況に関する町長の指示に従わないとき。
- (2) 第6条第1項各号に掲げる基準を満たさなくなると認められるとき。
- (3) 第8条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でない認められるとき。

2 町長は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。
(利用料)

第12条 センターの利用料は、無料とする。
(児童の一時預かり)

第13条 センターは、小学校就学前までの児童の一時預かりを行うことができる。

- 2 前項に規定する児童の一時預かりの利用料（以下「一時預かり利用料」という。）は、前条の規定にかかわらず支払わなければならない。
- 3 前項の一時預かり利用料の額は、規則で別に定める。
- 4 前項の規定にかかわらず、第3条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、一時預かり利用料の額は一人につき一時間当たり1,000円を上限として、指定管理者があらかじめ

町長の承認を受けて定めるものとする。この場合の一時預かり利用料は、センターの指定管理者の収入とする。

(事故報告)

第14条 指定管理者は、施設において事故等が発生した場合には、直ちに町長に報告しなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、センターの管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第5条、第6条及び第7条の規定は、同年4月1日から施行する。

葉山町子育て支援センター指定管理者募集要領

平成24年10月

葉 山 町

1 葉山町子育て支援センターの概要

1 施設の概要等

葉山町子育て支援センターは、主に乳幼児（小学校就学前の子どもをいいます。以下、同じとします。）とその家族を対象に、親子で気軽に立ち寄れる交流の場をつくり、同じセンター内で、子育てに関する相談、ファミリーサポートセンター、一時預かり、情報提供等の事業についても同時に行うことにより、子育てを総合的に支援するための中心的施設として、この施設を管理・運営する指定管理者を募集するものです。

2 開設予定場所

葉山町一色1493番地の1

3 施設規模

敷地面積 907.73㎡
延床面積 382.77㎡（1階：335.83㎡ 2階：46.94㎡）
建築面積 353.32㎡
構造 鉄筋コンクリート造 2階建

4 施設内容 つどいの広場、相談室、事務室、託児室、多目的室、会議室等

2 管理にあたっての条件等

1 センターで実施する事業

- (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- (2) 子育て等に関する相談に対する助言及び指導
- (3) ファミリーサポートセンター事業の事務局
- (4) 小学校就学前までの児童の一時預かり
- (5) 子育て支援ボランティア等の育成・支援・連携
- (6) 子育て関連情報の提供
- (7) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
- (8) 上記のほか、町長が必要と認める業務

2 指定管理者の業務等（別記1参照）

- (1) センターの利用に関する業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) センターで実施する事業の企画及び実施に関する業務
- (4) 事業年度ごとの事業報告書の作成及び提出
- (5) 指定期間終了にともない次の指定管理者に引継ぐ場合の引継ぎ事務
- (6) 葉山町保健福祉部子ども育成課との連絡調整に関する業務

※ 業務の実施に関する細目的事項は、別途町と指定管理者との協定で定めます。

※ 利用者の直接支援に関する業務を除き、町の承認を得て業務の一部を外部事業者へ委託することも可能です。

3 管理に要する経費

(1) 利用料金

センターの利用料は無料としますが、小学校就学前までの児童の一時預かりについては葉山町子育て支援センター条例第13条4の規定に基づき指定管理者の収入とします。

(2) 指定管理料の額

町は、年度毎に必要なに応じて予算の範囲内で、指定管理者の業務等に必要経費を指定管理者に指定管理料として支払います。この場合の細目的事項については、別途町と指定管理者の協定で定めます。

(3) 指定管理料の支払

町の一会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに指定管理者の請求に基づき分割して支払います。支払時期や支払い方法は協議して定めます。

(4) 指定管理料に含まれるもの

指定管理料の経費の各項目名及び光熱水費等、施設の管理上、必ず発生する費用の積算額等は別記2「経費項目一覧」に記載のとおりです。

4 指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年とします。

5 管理の基準

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること
- (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと
- (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと
(個人情報取扱要綱を定める等、必要な措置を講ずることなどを指します。)

※ 管理の基準に関する細目的事項については、別途町と指定管理者との協定で定めます。

6 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な施設運営が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、町は、指定管理者に対して期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときには、町は指定管理者を取り消すことができます。
- (2) 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく施設運営の継続が困難と認められる場合は、町は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (3) (1) 又は (2) により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は町に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他町又は指定管理者に責めに帰することができない事由により施設運営の継続が困難となった場合は、町と指定管理者は、施設運営の可否について協議することとします。

3 指定申請の手続き

1 申請の方法

申請にあたっては、以下の提出書類を町に提出してください。

提出書類	受付期間、受付場所等
①指定管理者指定申請書 (別紙様式1)	①日 時 平成24年11月1日(木)から11月9日(金)までの平日9:30から17:00まで 土曜日及び日曜日は受付ません。 提出の際は電話予約の上、持参する
②法人の定款及び登記簿謄本	
③法人の決算関係書類(事業報告書、財産目録、貸借対	

<p>照表、資金収支計算書)</p> <p>④法人の予算関係書類（事業計画書、資金収支計算書）</p> <p>⑤法人の組織及び運営に関する事項を記載した書類</p> <p>⑥指定の申請に関する意思の決定を証する書類</p> <p>⑦葉山町子育て支援センターの指定管理者の業務の実施の計画及び方法を記載した書類（別紙様式2-1～4-2）</p> <p>⑧その他</p>	<p>こと。</p> <p>②場 所 葉山町堀内2135番地 葉山町役場 1階 葉山町保健福祉部子ども育成課 TEL 046(876)1111 内線222 担当 石井</p> <p>③提出部数等 正本1部、副本2部提出願います。 作成にあたっては、「4 提出書類の作成要領」を参照してください。</p>
---	---

- 2 追加資料の提出
必要に応じて町から追加資料の提出をお願いする場合があります。
- 3 質問事項の受付
募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。
 - (1) 受付期間 平成24年10月29日（月）9時から10月31日（水）17時まで
 - (2) 受付方法 別添の質問票に記入の上、FAXで送付してください。
なお、お手数ですが行き違いを防ぐため併せて電話でご連絡ください。
FAX 046（876）1717
TEL 046（876）1111 内線222
 - (3) 回 答 後日、口頭で回答いたします。
- 4 ヒアリング等の実施
申請のあった者について、必要に応じてヒアリング等を行う場合があります。実施する場合に当たっては、別途通知します。
- 5 著作権の帰属等
事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、町は指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。また、提出された書類については、葉山町個人情報保護条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開される場合があります。なお、提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。
- 6 費用の負担
申請に要する経費は、申請者の負担とします。
- 7 指定の基準
指定管理者の選定は、以下の基準で行います。
 - (1) 住民の平等利用が確保できること。
 - (2) 葉山町、横須賀市、鎌倉市、逗子市又は三浦市の区域内に事務所を有すること。
 - (3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。

- (4) 指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (5) 安定した経営基盤を有していること。
- (6) 指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者でないこと。
- (7) 指定管理業務が効果的かつ効率的に行われるものであることを判断するために必要なものとして次に掲げる基準
 - ア 必要な人材を確保することができ、かつ、緊急時に速やかに対応できると認められること。
 - イ 指定管理者の指定を受けようとする施設と同等規模以上の児童福祉施設等を良好に経営した実績を有していること。
 - ウ 申請者である法人の代表者が、センターの経営について熱意と識見を有していること。
 - エ センターの役割を適切に担えること。

4 提出書類の作成要項

申請に際しての提出書類は、以下の点に留意して作成してください。

- (1) 指定管理者指定申請書
別紙様式1を使用してください。
- (2) 法人の定款及び登記簿謄本
登記簿謄本については、申請日前3ヶ月以内に取得したものを提出してください。
- (3) 法人の決算関係書類
事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書（最新のもの）
- (4) 法人の予算関係書類
事業計画書、資金収支計算書（最新のもの）
- (5) 法人の組織及び運営に関する事項を記載した書類
就業規則、経理規定、給与規定その他法人の諸規定類
- (6) 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
葉山町子育て支援センターの指定管理者として指定の申請を行うことにかかる理事会の議決を記した議事録の写し（代表者による原本証明を行うこと。）
- (7) 葉山町子育て支援センターの指定管理者の業務の実施の計画及び方法を記載した書類
業務に対する考え方やその具体的な内容及び施設の維持管理等を含め、施設の管理運営に関する事業計画書（別紙様式2-1～2-6、3-1～7）及び事業計画書に基づいた事業収支計画書（様式4-1、4-2）を提出してください。
事業計画書の記載にあたっては、各事業についての考え方や事業計画など、団体独自の提案を盛り込むことができます。また、事業計画書で求めている事項以外にも、業務の実施等にあたり提案がありましたら、任意様式により、資料等を提出してください。
- (8) その他（任意様式）
 - ア 役員、理事等の経歴書
 - イ 人権擁護、プライバシー保護、苦情解決の方法等についての考え方

5 管理運営の基本方針

子育て支援センターを管理運営するにあたっては、次に掲げる基本方針に沿って行うこととします。

- (1) 「1 施設の概要等」中に掲げた子育て支援センターの設置目的に照らして適切な管理運営を行うこと
- (2) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこと
- (3) 利用者の意見を管理運営に反映させること
- (4) 個人情報の保護を徹底させること
- (5) 利用者からの苦情を解決する体制をとり、サービス向上に努めること
- (6) 効率的な管理運営を行うこと
- (7) 管理責任者及び防火管理者を配置し、その者の氏名を報告すること
- (8) 業務管理者に必要な研修を行い、その資質向上に努めること
- (9) 業務従事者に必要な健康診断を行い、利用者及び業務従事者の健康を害さないよう努めること
- (10) 安全管理に十分配慮し、火災、損傷等を防止して財産の保全を図るとともに、利用者及び業務従事者の安全確保に努めること
- (11) 衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること
- (12) 火災及び地震等の災害、事故等の緊急事態発生時に備え、具体的な防災計画を定め、緊急時の連絡先等をあらかじめ本町に報告するとともに、避難・救出その他必要な訓練を定期的実施すること
- (13) 本町が運用する「葉山町地球温暖化対策実行計画」に基づき、省エネルギー、省資源及び廃棄物減量、地球温暖化対策など、環境への負荷の低減に努めること。また、電力使用料、ガス使用料、水道使用料及び廃棄物排出量等施設管理に係る環境負荷の量について、本町に報告すること。

6 指定管理者の決定

1 指定管理者の決定方法

葉山町議会の議決を経て、町長が指定します。

2 指定管理者の公表

指定管理者の指定は、町において告示します。

7 指定後の手続き

業務の実施に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項、管理に要する経費に関する細目的事項について、別途町と指定管理者との協定を締結するものとします。

8 今後のスケジュール

平成 24 年 10 月 29 日（月）から 31 日（水）	質問事項の受付
平成 24 年 11 月 1 日（木）	質問事項の回答
平成 24 年 11 月 1 日（木）から 9 日（金）	申請書類の受付
平成 24 年 11 月中旬	必要に応じてヒアリング
平成 24 年 11 月中旬から下旬	指定管理者の決定

9 問い合わせ先

葉山町役場 保健福祉部 子ども育成課 担当 石井
電話 046 (876) 1111 内線222
FAX 046 (876) 1717